

令和8年度
(2026年度)

特定教育・保育施設等における

— — — — —
集団指導説明会

集団指導の流れ

1. 施設監査と確認監査のちがい
2. 確認監査の指導には2種類あります
3. 問題が生じたらどうなるの？
4. 特に知っておいてほしい事項

施設監査と確認監査のちがい①

施設監査：施設・事業は、**認可基準**を満たすことで、
保育所・小規模保育事業等を**設置することができる**

趣旨目的

市が保育所等が認可基準を満たしているかを
チェックする

根拠	・ 児童福祉法 ・ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
基準を 定めている条例	認可基準 ・ 豊中市児童福祉施設（家庭的保育事業等）の設備及び運営に関する基準を定める条例 ・ 豊中市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例

施設監査と確認監査のちがい②

確認監査： **確認基準**を満たすことで、
公定価格の給付を受けることができる

趣旨目的

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に対し、**条例に定める基準に照らし、公定価格の支給の適正化を図ること**

根拠	子ども・子育て支援法
基準を 定めている条例	確認基準 豊中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

確認監査の指導には 2 種類あります

集団指導： 確認基準について

内閣府令の遵守に関して周知徹底を図る必要があると認められる場合に
講習会形式で実施

実地指導： 確認基準について

内閣府令の遵守に関して定期的に**実地にて**実施

令和 7 年度指導監査の実施状況

	所管数	計画数	実施数
保育所	51	51	51
幼保連携型認定こども園	48	48	48
小規模保育事業	14	14	14
事業所内保育事業	1	1	1
乳児院・児童養護施設	2	2	2
認可外保育施設	69	72	71
病児保育事業 (病児対応型)	3	3	3
計	188	191	190

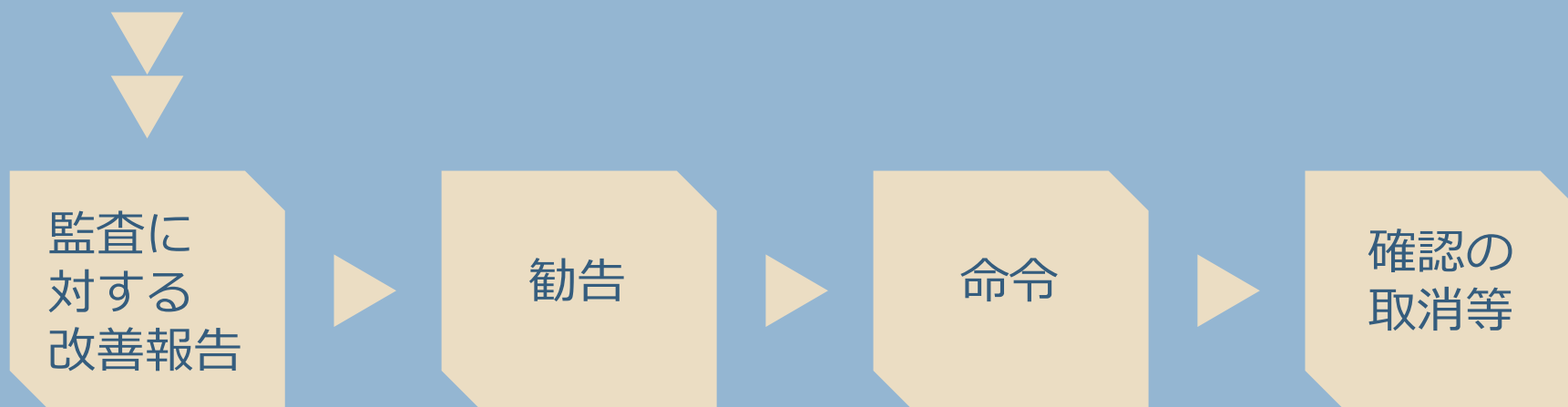
令和 7 年度確認監査の実施状況

	所管数	計画数	実施数
保育所	51	18	18
幼保連携型認定こども園	48	15	15
小規模保育事業	14	5	5
事業所内保育事業	1	0	0
幼稚園型認定こども園	12	4	4
幼稚園（新制度）	8	3	3
計	134	45	45

なにか問題があったら
どうなるの？

以下の場合、監査へ切り替わります

- ①著しい運営基準違反が確認され、当該施設等を利用する小学校就学前の子ども**の生命または身体の安全**に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合
- ②施設型給付費等の**請求に不正または著しい不当**が認められる場合
- ③度重なる指導を行っても、**改善が行われない場合**



特に知っておいてほしい事項

01. 職員の健康診断

02. 職員会議・研修の実施

03. 衛生管理

04. 私立保育所等の委託費の経理

05. 運営規程と重要事項説明書

06. 職員配置と加算

07. 苦情解決体制

08. 車両の運用管理

09. こども性暴力防止法の施行

10. 事故防止・見失いの防止

11. 虐待の防止

01 職員の健康診断

雇入前健康診断

採用時に健康診断結果を受け取ってください。
結果は保管する必要があります。

定期健康診断

年一回、職員の健康診断を実施してください。
結果は保管する必要があります。

02

職員会議・ 研修の実施

- ✧ 人権研修
- ✧ 虐待の防止のための研修
- ✧ 衛生管理（感染症対策等）研修
- ✧ 救命講習を含む事故対応研修
- ✧ 事故防止、予防のための研修 など

WEBなどを積極的に活用しながら実施し、記録を保管してください。

03 衛生管理

- ✳加熱調理時、食品の中心温度を計測し、揚げ物、焼物、蒸し物、炒め物は3点以上、煮物は1点以上記録を行ってください。
- ✳調理後、給食を提供するまで30分以上要する場合、適切な温度管理、提供時刻の記録を行ってください。
- ✳施設外から搬入された給食についても、適切な温度管理（10℃以下又は65℃以上）及び提供時刻などの記録を行ってください。
- ✳調理終了後は2時間以内に喫食するようにしてください。速やかに給食が提供できるよう工夫してください。
- ✳保存食は提供する給食の原材料、喫食する給食は50グラム以上、2週間以上、-20℃以下で保存してください。

04 私立保育所の 委託費の経理

04

下記に該当する場合には、事前協議等が必要となるため、**こども事業課**にご確認ください。

- 001. 事業活動による収入予算額の3%を超える前期末支払資金残高を使用する場合
- 002. 取崩した前期末支払資金残高を、法人本部や本社の運営費として補填する場合
- 003. 積立資産支出及び当期資金収支差額合計の合計額が、事業活動による収入決算額の5%以上に相当している場合
- 004. 当期末支払資金残高が当該年度の委託費収入の30%を超えた場合※

※当期末支払資金残高が当該年度の委託費収入の30%を超えている場合は、超過額が解消されるまでの間、改善基礎分について加算を停止することもあります。

事例	項 目		254号 通知内容	弾力運用の 要件	手続き
当期の運営をするにあたり、当期中の別の積み立てから補てんする必要が生じた場合	1	人件費積立資産、修繕積立資産、備品等購入積立資産をそれぞれの積立目的以外に使用する場合	1 (3)	要件 1	事前協議・事前承認 年度を超えて判明した場合は報告
	2	保育所施設・設備整備積立資産を同一の設置者が設置する他の保育所等の施設・設備に充てようとする場合	1 (4)	要件 2	事前協議・事前承認 年度を超えて判明した場合は報告
	3	人件費積立資産及び保育所施設・設備整備積立資産（土地取得を含む）をそれぞれの積立目的以外に使用する場合	1 (6)	要件 3	事前協議・事前承認 又は理事会承認 年度を超えて判明した場合は報告
	4	当該会計年度における処遇改善等加算の基礎分相当額を限度として、平成27年9月3日付府子本第254号通知別表2の経費に充当した場合	1 (4)	要件 2	限度額を超える場合は 年度終了後3か月以内に 報告
	5	当該会計年度における処遇改善等加算の基礎分相当額を限度として、平成27年9月3日付府子本第254号通知別表3及び別表4の経費に充当した場合	1 (5)	要件 3	限度額を超える場合は 年度終了後3か月以内に 報告
	6	当該会計年度における委託費の3か月分（当該年度4月から3月までの12か月分の委託費額の1/4の額）を限度として、平成27年9月3日付府子本第254号通知別表3及び別表5の経費に充当した場合	1 (5)	要件 3	限度額を超える場合は 年度終了後3か月以内に 報告

事例		項 目	254号 通知内容	弾力運 用の要 件	手続き
当期の運営を するにあたり 前期の残高から 取り崩して補てん する必要が生じた 場合	7	前期末支払資金残高を取り崩して使用する額が、 取崩しを必要とする施設に係る拠点区分の事業活 動収入計（予算額）の3%を超える場合（自然災 害その他止むを得ない事由によりその取崩しを必 要とする場合を除く。）	3（1）	—	事前協議・ 事前承認 年度を超えて判明 した場合は報告
	8	保育所に係る拠点区分の前期末支払資金残高を当 該保育所を設置する法人本部の運営に要する経費 等に充当する場合	3（2）	要件3	事前協議・ 事前承認 又は理事会承認 年度を超えて判明 した場合は報告
決算を迎えた時に 一定額の積み立て が生じた場合	9	運営費に係る当該会計年度の各種積立預金への積 立支出（人件費、修繕費、備品等購入、保育所施 設・設備整備）及び当期資金収支差額の合計額が 当該施設に係る経理区分の経常収入計（決算額） の5%相当額を上回る場合	5（2） ④	—	年度終了後3か月 以内に報告

05 運営規程と重要事項説明書

運営規定

- ※施設の目的及び運営の方針
- ※提供する特定教育・保育の内容
- ※職員の職種、員数及び職務の内容
- ※特定教育・保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- ※保護者から支払いを受ける費用の種類、支払いを求める理由及びその額
- ※子どもの区分ごとの利用定員
- ※利用の開始及び終了に関する事項並びに利用にあたっての留意事項
- ※緊急時等における対応方法
- ※非常災害対策
- ※虐待の防止のための措置に関する事項
- ※その他施設運営に関する重要事項
- ※秘密保持と個人情報の管理
- ※記録の整備

重要事項説明書

- ※運営規程の概要
- ※職員の勤務体制
- ※保護者から支払いを受ける費用に関する事項
- ※その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項

大きく4つの項目になっておりますが、実際には「運営規程の概要」の中に記載すべき沢山の項目が含まれています

06 職員配置と加算

公定価格における各種加算

「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」に基づいて認定されます



主任保育士専任加算などの職員配置の加算について、支給要件を確認し、適切に職員の配置を行ってください。

豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成24年豊中市条例第59号)

第36条 (省 略)

2 保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満2歳に満たない幼児おおむね5人につき1人以上、満2歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね15人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね25人につき1人以上とする。ただし、一の保育所につき2人を下回らないものとする。

附則

保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがある場合における第3条の規定による改正後の豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第36条第2項の規定の適用については、**当分の間、同項中「15人」とあるのは「20人」と、「25人」とあるのは「30人」とする。**

最低基準と配置基準

最低基準（認可基準）	配置基準（確認基準）
認可において、 保育をするために必要な最低人数	確認において、 施設の職員配置（雇用）として公定価格上 必要な人数
「根拠法令等」 豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第36条第2項 等	「根拠法令等」 「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について（平成28年8月23日 内閣府子ども・子育て本部統括官等通知）」

保育所・事業所内保育事業 (利用定員が**20**人以上)

最低基準（認可基準）	配置基準（確認基準）																								
《年齢別配置基準》 <table><tr><td></td><td>子ども</td><td>:</td><td>保育士</td></tr><tr><td>0歳児</td><td>3</td><td>:</td><td>1</td></tr><tr><td>1歳児</td><td>5</td><td>:</td><td>1</td></tr><tr><td>2歳児</td><td>6</td><td>:</td><td>1</td></tr><tr><td>3歳児</td><td>20</td><td>:</td><td>1</td></tr><tr><td>4・5歳児</td><td>30</td><td>:</td><td>1</td></tr></table> ※3歳児配置改善加算の認定を受けている場合は、3歳児の配置基準は15：1になる。 ※最低2人以上の配置が必要。		子ども	:	保育士	0歳児	3	:	1	1歳児	5	:	1	2歳児	6	:	1	3歳児	20	:	1	4・5歳児	30	:	1	年齢別配置基準に加えて、 ・非常勤保育士を1人配置 ・利用定員90人以下の施設については1人加配 ・保育標準時間認定を受ける子どもを受け入れる施設については1人加配 ※各種加算の認定を受けている場合は、上記に加え、その要件に合わせて配置が必要。
	子ども	:	保育士																						
0歳児	3	:	1																						
1歳児	5	:	1																						
2歳児	6	:	1																						
3歳児	20	:	1																						
4・5歳児	30	:	1																						

幼保連携型認定こども園

最低基準（認可基準）	配置基準（確認基準）																								
《年齢別配置基準》 <table><tr><td></td><td>子ども</td><td>:</td><td>保育士</td></tr><tr><td>0歳児</td><td>3</td><td>:</td><td>1</td></tr><tr><td>1歳児</td><td>5</td><td>:</td><td>1</td></tr><tr><td>2歳児</td><td>6</td><td>:</td><td>1</td></tr><tr><td>3歳児</td><td>20</td><td>:</td><td>1</td></tr><tr><td>4・5歳児</td><td>30</td><td>:</td><td>1</td></tr></table> (B) 3～5歳児の学級数 ※ (A) < (B) の場合、(B) で計算 ※ 3歳児配置改善加算の認定を受けている場合は、3歳児の配置基準は<u>15 : 1</u>になる。 ※最低<u>2人以上</u>の配置が必要。		子ども	:	保育士	0歳児	3	:	1	1歳児	5	:	1	2歳児	6	:	1	3歳児	20	:	1	4・5歳児	30	:	1	年齢別配置基準に加えて、 ・ 2・3号の利用定員90人以下の施設については1人加配 ・ 主幹保育教諭を専任化させるための代替職員を2人加配 ・ 保育標準時間認定を受ける子どもを受け入れる施設については1人加配 ※各種加算の認定を受けている場合は、上記に加え、その要件に合わせて配置が必要。
	子ども	:	保育士																						
0歳児	3	:	1																						
1歳児	5	:	1																						
2歳児	6	:	1																						
3歳児	20	:	1																						
4・5歳児	30	:	1																						

小規模保育事業A型・事業所内保育事業 (利用定員が19人以下)

最低基準（認可基準）	配置基準（確認基準）																
《年齢別配置基準》 <table><tr><td></td><td>子ども</td><td>:</td><td>保育士</td></tr><tr><td>0歳児</td><td>3</td><td>:</td><td>1</td></tr><tr><td>1歳児</td><td>5</td><td>:</td><td>1</td></tr><tr><td>2歳児</td><td>6</td><td>:</td><td>1</td></tr></table> ※上記に<u>1人</u>加える。		子ども	:	保育士	0歳児	3	:	1	1歳児	5	:	1	2歳児	6	:	1	年齢別配置基準に加えて、 ・ 保育標準時間認定を受ける子どもを受け入れる施設については1人加配 ・ 上記の定数に加えて非常勤保育士1人配置 ※各種加算の認定を受けている場合は、上記に加え、その要件に合わせて配置が必要。
	子ども	:	保育士														
0歳児	3	:	1														
1歳児	5	:	1														
2歳児	6	:	1														

幼稚園型認定こども園・施設型給付幼稚園 ※配置基準（確認基準）のみ

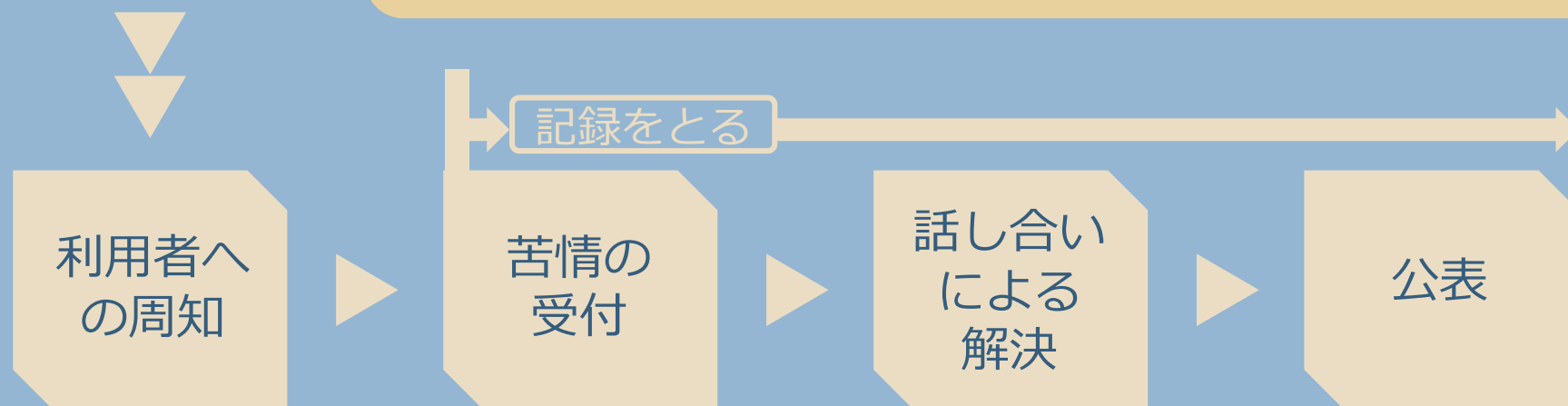
幼稚園型認定こども園	施設型給付幼稚園																																				
(i) と (ii) を合計した数 (i) 年齢別配置基準 <table><tr><td></td><td>子ども</td><td>:</td><td>保育士</td></tr><tr><td>0 歳児</td><td>3</td><td>:</td><td>1</td></tr><tr><td>1 歳児</td><td>5</td><td>:</td><td>1</td></tr><tr><td>2 歳児</td><td>6</td><td>:</td><td>1</td></tr><tr><td>3 歳児</td><td>2 0</td><td>:</td><td>1</td></tr><tr><td>4 ・ 5 歳児</td><td>3 0</td><td>:</td><td>1</td></tr></table> ※ 3 歳児配置改善加算の認定を受けている場合は、 3 歳児の配置基準は <u>1 5 : 1</u> になる。 (ii) その他 ・ 2 ・ 3 号の利用定員 9 0 人以下の施設については 1 人加配 ・ 主幹保育教諭を専任化させるための代替職員を 2 人加配 ・ 保育標準時間認定を受ける子どもを受け入れる施設 については 1 人加配 ※各種加算の認定を受けている場合は、上記に加え、 その要件に合わせて配置が必要。		子ども	:	保育士	0 歳児	3	:	1	1 歳児	5	:	1	2 歳児	6	:	1	3 歳児	2 0	:	1	4 ・ 5 歳児	3 0	:	1	(i) と (ii) を合計した数 (i) 年齢別配置基準 <table><tr><td></td><td>子ども</td><td>:</td><td>保育士</td></tr><tr><td>3 歳児</td><td>2 0</td><td>:</td><td>1</td></tr><tr><td>4 ・ 5 歳児</td><td>3 0</td><td>:</td><td>1</td></tr></table> ※ 3 歳児配置改善加算の認定を受けている場合は、 3 歳児の配置基準は <u>1 5 : 1</u> になる。 (ii) 学級編制調整加配 ・ 1 号認定の利用定員が 3 6 人以上 3 0 0 人以下の施設に 1 人 ※各種加算の認定を受けている場合は、上記に加え、その要件に 合わせて配置が必要。		子ども	:	保育士	3 歳児	2 0	:	1	4 ・ 5 歳児	3 0	:	1
	子ども	:	保育士																																		
0 歳児	3	:	1																																		
1 歳児	5	:	1																																		
2 歳児	6	:	1																																		
3 歳児	2 0	:	1																																		
4 ・ 5 歳児	3 0	:	1																																		
	子ども	:	保育士																																		
3 歳児	2 0	:	1																																		
4 ・ 5 歳児	3 0	:	1																																		

07

苦情解決体制

※苦情解決責任者、苦情受付担当者、**第三者委員**を設置してください

評議員、監事、社会福祉士、民生委員・児童委員、
大学教授、弁護士など



社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について
https://www.pref.okayama.jp/uploaded/life/I005636_9698873_misc.pdf



08 車両の運用管理

補助金、給付費や利用者からの保育料等を含む公的な資金であることを十分に理解し、市民や利用者に疑念を持たれないよう、**使用目的を明確にする**

▲
施設利用者の送迎など

社会福祉法人等が運営する**社会福祉事業は、公費及び利用者の利用料等で成り立っている**ため、法人や施設が所有する車両についても適切な運用が求められる

(例)

運行日誌
による
使用目的の
明確化

施設長等
が確認

(例)
車 両 運 行 日 誌 (令和 年度)

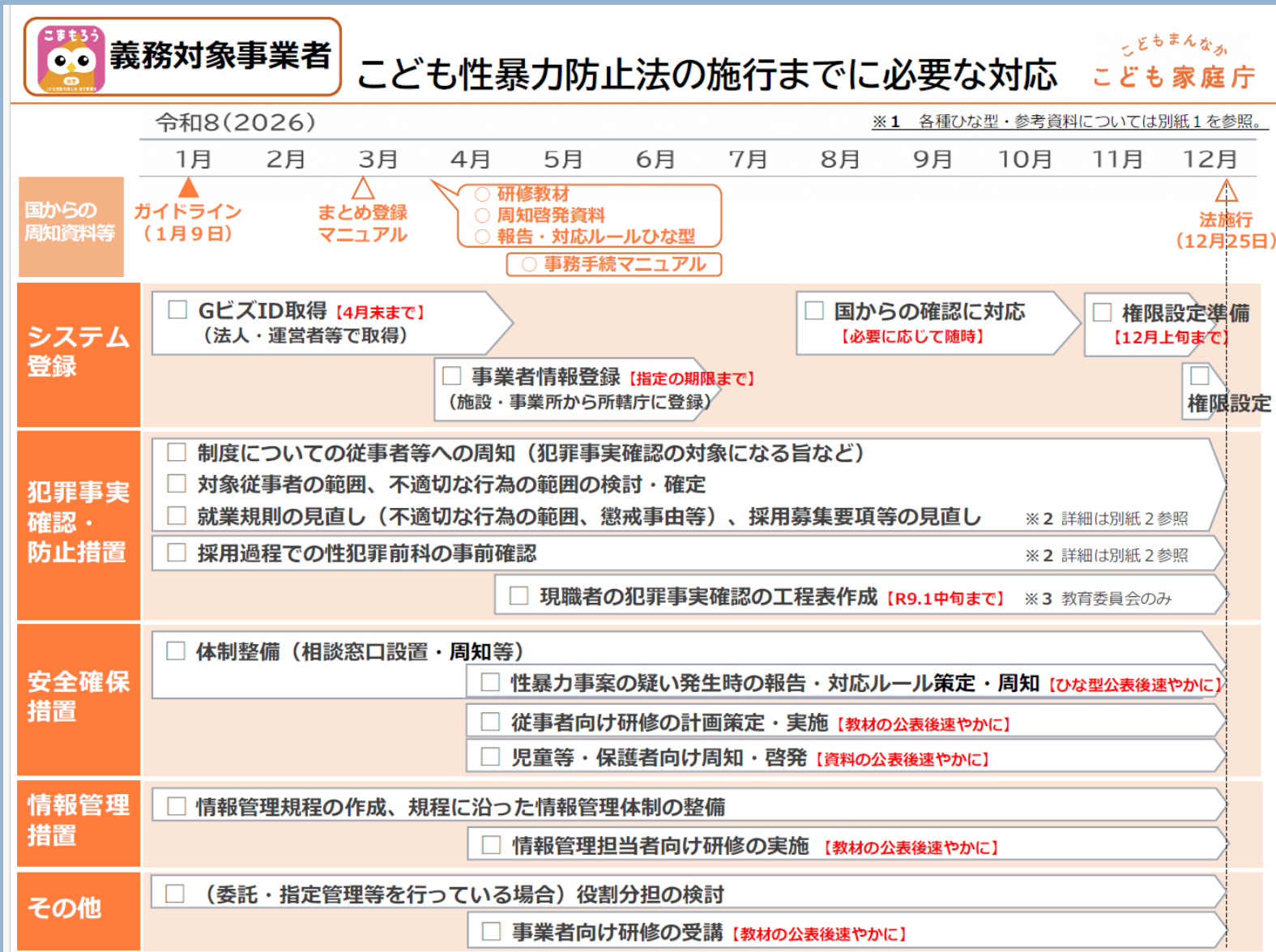
施設長

車両名：

車両登録番号：

運行 月 日	時 間	使用者	走行メーター km		駐車料金	行 先	用務内容	備考 (点検結果等)
		同乗者	出発時	到着時	給油 ℓ			
／	発 ：							
	着 ：							
／	発 ：							
	着 ：							
／	発 ：							
	着 ：							
／	発 ：							
	着 ：							
／	発 ：							
	着 ：							
	登 ：							

09 こども性暴力防止法 が施行されます



こども家庭庁（こども性暴力防止法）

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>

事故防止・安全確保のために

10 事故防止 見失いの防止

- 001. 保育室等での使用する玩具、掲示物のマグネット等は、口に入っても誤嚥しない大きさであることを確認し、危険なものは使用を中止するなどの措置を講じる。
- 002. 棚やロッカーなどの転倒防止対策を講じる。
- 003. 棚やロッカーの上部に物品を置いていないか、倉庫等に子どもが入り込まないように施錠してるか、また避難経路が物品等により、塞がれていないか、定期的に点検する。
- 004. 園庭など大型遊具は、日々の自主点検と併せて業者による点検を実施する。

事故防止・安全確保のために

10

事故防止 見失いの防止

- 001. 水遊びやプール活動を実施する場合は、必ず子どもの安全に目を配るための「監視者」の役割を担う専任者を配置し、複数態勢で児童等の安全を確保する。
- 002. 午睡中は、子どもの睡眠時の呼吸、顔色、体位等の子どもの様子を観察し、記録を残す。
- 003. 課外活動等での外出に際しては、子どもたちの観察の空白時間が生じないようにし、一人一人の子どもの確実に観察する。

事故を未然に防ぐためにも、職員間での連携や、各種安全に関するマニュアル作成や、ヒヤリハット事例などの情報共有、施設内の危険な箇所の把握に努めてください。

11

虐待の防止



虐待

- 身体的虐待 ●性的虐待
- ネグレクト ●心理的虐待

令和7年8月改定「保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」より

最後までご覧いただき ありがとうございました。

【アンケートURL・二次元バーコード】

https://apply.e-tumo.jp/toyonaka-city-u/offer/offerList_detail?tempSeq=11269



ここをクリックして
アンケートにご回答
ください

